政令第三百九号

電力取引監視等委員会令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第六十六条の九第四項及び第六十六条の十六の規定に基づき、この政令を制定する。

（特別委員）

第一条　電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に、あっせん又は仲裁に参与させるため、特別委員を置くことができる。

2　特別委員は、学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

3　特別委員の任期は、二年とする。

4　特別委員は、再任されることができる。

5　特別委員は、非常勤とする。

（専門委員）

第二条　委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2　専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。

3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4　専門委員は、非常勤とする。

（事務局の内部組織）

第三条　委員会の事務局に、課を置く。

2　前項の規定に基づき置かれる課の数は、三以内とする。

3　前二項に定めるもののほか、委員会の事務局の内部組織の細目は、経済産業省令で定める。

（委員会の運営）

第四条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

経済産業大臣　宮沢　洋一
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行期日は、平成二十七年九月四日とする。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年八月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十一号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（平成二十七年法律第三十五号）の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項及び第八条第一項、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十六条第二項、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二第一項、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条第一項及び第百四十二条第二項（同項の表第百四十条第一項の項に係る部分に限る。）並びに国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第三項及び第百六条の二十四第一項第三号（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二に次の一号を加える。

百七十八　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第九条の四に次の一号を加える。

百二十四　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第十に次の一号を加える。

八十四　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の一号を加える。

百三十三　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十三条第二項に次の一号を加える。

百十八　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第四条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五号中「地方公共団体情報システム機構」の下に「、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を加える。

第四十三条第六項第五号中「旧通信・放送機構」の下に「、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を加える。